

令和2年第6回可児市農業委員会総会議事録

開催日時	令和2年6月3日（水）午後1時30分から午後2時40分
開催場所	可児市役所 4階 第3会議室
農業委員	菱川 幸夫、大澤 正幸、可児 勉、井藤 平榮、勝野 英俊、二宮 章二、 鈴木 啓之、渡邊 千春、山田 照男
欠席を要請した農業委員・農地利用最適化推進委員	日比野泰成、奥村 武司、續木 明彦、兼松 君子、高木 伸敏、浅野 忠、 三宅 祥雅、奥村 久光、長谷川謙司、溝口 茂、鈴木 好則、可児すみ子、 栗本 京治、溝口 知春
事務局	事務局長 高井美樹、課長 杉山尚示、係長 加藤哲利、主査 富賀見昌昭
議案	<p>第27号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について</p> <p>第28号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について</p> <p>第29号 農地法第5条第1項の規定による農地の権利設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について</p> <p>第30号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について</p> <p>第31号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について</p> <p>第32号 可児市農地利用最適化推進委員候補者の選考について</p>
議長 (菱川会長)	<p>令和2年第6回可児市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には公私共に大変ご多忙の中ご参集賜りまして、誠にありがとうございます。</p> <p>これより、令和2年第6回可児市農業委員会総会を開会します。</p> <p>新型コロナウイルス感染への対応のため、出席は案件のある該当農業委員と副会長としました。従って本日の農業委員の出席は9名であり定足数に達しております。それでは、議事に入ります。</p> <p>なお、本日の日程は、お手元に配付しました議案のとおりとなっております。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>本日の署名委員は議長において、13番渡邊千春委員、14番山田照男委員の両名を指名します。</p>
議長	<p>日程第2、議案第27号「農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について」を議題とします。</p> <p>それでは、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>日程第2、議案第27号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について説明します。</p> <p>申請の内訳は、売買による所有権移転が1件です。</p>

受付番号1番は、土田の方と土田の方との売買による所有権移転です。

土田地内において、譲受人は申請地の近隣で耕作しており、申請地を取得して経営規模の拡大を計画するとのことです。詳細については、資料のとおりです。

この案件は農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件をすべて満たしているため、権利の移動は妥当と考えます。

議 長 只今、事務局から説明がありました件につきまして、地元委員からの発言をお願いします。

井 藤 委 員 4番委員井藤が、現地確認の結果を報告します。

この場所は可児川駅から西へ300m位行った右側にあります。

申請人は、農業に対して熱心で、荒廃農地であった農地が既に草刈りや水路の清掃もされていきましたので、こういう人が取得されることはありがたいと思って見てまいりました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 只今、地元委員から発言がありました件につきまして、何かご意見、ご質問等はございませんか。

【意見なしの声多数あり】

議 長 ご意見もないようですので、お諮りします。

日程第2、議案第27号「農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について」は、当委員会としてこれを許可することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議 長 異議ないものと認め、当委員会として本案件は、許可することに決しました。

議 長 日程第3、議案第28号「農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について」を議題とします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 日程第3、議案第28号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する内容について説明します。

今月は、3件の申請がありましたが、受付番号2番の案件は、取り下げとなっています。

受付番号1番は、広見の方が農地転用の許可を求めるもので、申請人は広見五丁目地内で、2棟の共同住宅の駐車場にするとのことです。

立地基準判定等、その他詳細については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策としましては、コンクリートブロックを敷設することで土砂等の流出を防ぐとのことです。

開発基準協議につきましては、5月15日付けで受理されて現在協議中となっています。

受付番号3番は、土田の方が農地転用の許可を求めるもので、申請人は土田地内で、貸駐車場を整備するとのことです。周辺に農地はありません。

立地基準判定等、その他詳細については資料のとおりです。

周辺には、農地はありません。

以上の各案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責

任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっています。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を広見、土田の順にお願いします。

山田委員 受付番号1番について、14番委員山田が説明します。
 物件の概要ですが、場所はJAめぐみの広見支店の約50m東のところ。商業地域で、周囲に道路側溝があり、雨水排水はその側溝へ流すということです。申請地のすぐ西隣に現在は耕作されていない水田があるわけですが、この案件により給排水は止められることはありません。ご審議をお願いします。

井藤委員 受付番号2番は、2番委員井藤が説明します。
 この場所は周囲が宅地になっていまして、内科医院の駐車場になるということで、周囲の承諾も得ていますので、何の問題もないと思いますので、ご審議願います。

議長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご質問、ご意見等はございませんか。

議長 **【意見なしの声多数あり】**
 ご意見もないようですので、お諮りします。
 日程第3、議案第28号「農地法第4条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について」は、当委員会として、これを許可相当として市に進達することにご異議ございませんか。

議長 **【異議なしの声多数あり】**
 異議ないものと認め、本案件は許可相当として、市に進達することに決しました。

議長 日程第4、議案第29号「農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について」を議題とします。
 なお、受付番号1番、3番及び4番の案件が、次の日程第5、議案第30号、「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について」で今回申請が出ております受付番号1番、2番、3番と、それぞれ関連していますので、併せて審議します。
 事務局の説明をお願いします。

事務局 日程第4、議案第29号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転を伴う農地転用許可申請の内容について説明します。
 申請の内訳は、売買による所有権移転が8件、使用貸借権の設定が2件、賃貸借権の設定が1件の合計11件です。
 なお、先ほど議長から説明がありましたように、日程第5、議案第30号の農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見についての案件は関連案件ですので、併せて説明します。この議案第30号の内訳は、売買による所有権移転が2件、賃借権の設定が1件の合計3件となっています。
 議案第29号の受付番号1番と議案第30号の受付番号1番について説明します。
 議案第29号の受付番号1番は、賃貸人の中恵土の方外1名と賃借人の東京都千代田区

の法人による賃借権の設定で転用許可を求めるものです。

また、議案第 30 号、受付番号 1 番の案件は、土地所有者で貸貸人である御嵩町の方と当初事業者で賃借人の御嵩町の方による倉庫・貸資材置場とする計画であったものを、当初の貸貸人の事業継承者となる東京都千代田区の法人があらためて賃借権の設定により、事業計画変更の承認を求めるものです。

いずれも中恵土地内で、隣接する宅地等を一体利用してドラッグストアを建築することです。

立地基準等、その他詳細については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、擁壁及びコンクリートブロックを敷設することで土砂等の流出を防ぐとのことです。開発協議等につきましては、都市計画法の許可案件となっています。4月10日付けで申請され、現在協議中となっています。

受付番号 2 番は、名古屋市名東区の方と広見の方との売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

譲受人は広見地内で、隣接する住宅の庭を整備することです。

立地基準は 2 種農地と判断されますが、今申し上げましたように隣接宅地と一体利用するものであり、申請地に代えて目的が達成できないため、代替地検討は不要です。

その他、詳細については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、外周にコンクリートブロック壁を敷設することで土砂等の流出を防ぐとのことです。

議案第 29 号の受付番号 3 番と議案第 30 号の受付番号 2 番について説明します。

当初事業者である瀬田の方が瀬田地内で、大工作業場と駐車場として整備するため土地所有者と賃貸借契約設定により農地転用の許可を得て一部のみを造成し、使用していました。今回事業継承者である関市の法人が当該農地を土地所有者から売買により取得し、2 棟の分譲住宅を建築することになり、転用許可及び事業計画変更の承認を求めるものです。

立地基準等、その他詳細については資料のとおりです。

議案第 29 号の受付番号 4 番と議案第 30 号の受付番号 3 番について説明します。

当初事業者である瀬田の方が瀬田地内で、大工作業場と駐車場として整備するため土地所有者と賃貸借契約設定により農地転用の許可を得て一部のみを造成し、使用していました。今回事業継承者は、土地所有者から売買による所有権移転で該当農地を取得し、転用許可及び事業計画変更の許可を求めるものです。

事業継承者は、瀬田地内で、隣接する住宅の物置 2 棟の敷地にすることです。

立地基準等、その他詳細については資料のとおりです。

受付番号 5 番は、瀬田の方外 1 名と川合の方による売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

譲受人は瀬田地内で、一般個人住宅を整備することです。

立地基準は、2 種農地と判断される農地で、代替地は検討済みです。

その他、詳細については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを敷設することにより土砂等の流

出を防ぐとのことです。

申請地南西側道路の市道 3074 号線が建築基準法第 42 条第 2 項道路に該当するので、道路中心線から水平距離 2m 部分は道路とみなされ、この部分には建築物や塀門、コンクリートブロック塀などは建築・築造できません。

受付番号 6 番は、下切の方とみずきヶ丘の方による売買による所有権移転で、転用許可を求めるものものです。

譲受人は、下切地内で一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、2 種農地と判断される農地で、代替地は検討済みです。

その他、詳細については資料のとおりです。

周辺には、農地はありませんが、コンクリートブロック塀を設置することで土砂等の流出を防ぐとのことです。

受付番号 7 番は、塩河の方と塩河の法人による売買による所有権移転で、転用許可を求めるものものです。

譲受人は、塩河地内で、隣接する事務所及び工場の駐車場敷地にするとのことです。

立地基準は、2 種農地と判断されますが、今申し上げましたように隣接する事務所、工場と一体利用するものであり、申請地に代えて目的が達成できないため、代替地検討は不要です。

その他、詳細については資料のとおりです。

周辺には、農地はありません。

始末書が添付されていまして、これは平成 22 年 7 月頃より、農地法に係る許可を得ないまま造成して、駐車場として利用していたことに対するものものです。

受付番号 8 番は、土田の方と東京都新宿区の法人による売買による所有権移転で、転用許可を求めるものものです。

譲受人は、土田地内で 4 棟の分譲住宅を建築するとのことです。

その他、詳細については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを敷設することで土砂等の流出を防ぐとのことです。

受付番号 9 番は、西帷子の方と西帷子の方による使用貸借の設定で、転用許可を求めるものものです。

使用貸借人は、西帷子地内で一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準は、2 種農地と判断される農地で、代替地は検討済みです。

その他、詳細については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを敷設することで土砂等の流出を防ぐとのことです。

始末書は、6 月 1 日付けで提出されています。これは農地転用許可の申請後、許可前に工事を着工してしまったことに対するもので、事務局が 5 月 21 日に事前着工を確認したため、直ちに工事中断の指導を行いました。現在工事は止まっています。

受付番号 10 番は、犬山市の方と御嵩町の方による売買による所有権移転で、転用許可を求めるものものです。

譲受人は、今渡地内で1棟の分譲住宅を建築するとのことです。

立地基準等、その他詳細については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロック塀を敷設することで土砂等の流出を防ぐとのことです。

受付番号11番は、川合の方と広見の方による使用貸借権の設定で、転用許可を求めるものです。

使用貸借人は、川合地内で叔父の所有地に使用貸借権を設定し、一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準等、その他詳細については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを敷設することで土砂等の流出を防ぐとのことです。

以上の各案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっています。

議長 今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言をお願いします。

受付番号1番中恵土、受付番号2番広見、お願いします。

山田委員 14番委員山田が、現地確認の報告をします。

議案第29号受付番号1番及び事業計画変更受付番号1番の物件の概要ですが、場所は可児警察署から道路を隔てたすぐ前になります。ドラッグストアを造りたいということです。農業用水には影響ないと思われしますので審議のほどお願いします。

議案第30号受付番号1番で、先ほどと一体利用される土地は、既に駐車場として利用されており、雨水排水は東側にある子守神社の参道の側溝へ排水され、農業用水には影響ないと思われしますので、審議のほどお願いします。

受付番号2番は、場所は久々利川に架かる大森橋の北側になります。雨水については地下浸透、隣地の同意があり問題ないと思われしますので、審議のほどよろしくをお願いします。

議長 受付番号3番、4番については、事業計画変更の議案第30号の受付番号2番と3番と同時に説明願います。その後受付番号5番について説明してください。

それでは、瀬田をお願いします。

渡邊委員 13番委員渡邊が説明します。

議案第29号受付番号3番と議案第30号受付番号2番について説明します。

場所は、保育園から440m、クリニックから490m南にあります。東側は宅地で、北側と西側は道路、南側は宅地ということで、雨水排水につきましては、道路側溝へ、上下水道につきましては既存の埋設管に接続ということです。それに伴いまして議案第30号受付番号2番の資料をご覧ください。当初の事業者は土地所有者から土地を借りて大作業所と駐車場を整備するとあったのですが、資金の都合で一部のみ造成し、使用していたということです。

議案第29号受付番号4番と議案第30号受付番号2番ですが、場所は、先ほど説明しました案件の東に隣接したところです。この土地は、事業継承者である譲受人の父親が昭和34年頃に譲渡人の所有する農地であると知らず埋め立てを行い、物置を2棟建築して現

在に至っているため、今回、隣接地の事業に伴い測量したところ、この件が判明し、今回は正するため申請を行うということです。そしてこれに関して始末書が提出されています。また、この農地は大工作業所と駐車場を整備するというので、当初の事業者が土地所有者から土地を借りるということ、既に5条の農地転用許可が下りていたため、土地所有者と土地の取得を希望する事業継承者から事業計画変更の申請がされたものです。雨水排水につきましては、道路側溝へ排水し汚水の排水はありません。ご審議のほどよろしくお願ひします。

受付番号5番について説明します。

場所は、瀬田幼稚園から360m南側になります。東が宅地、北側は畑、西側は水路と宅地、南側は道路です。転用目的としましては一般個人住宅を建築するとなっています。雨水排水は西側の水路に排水、下水は既存の埋設管に接続となっています。現地確認した際、道路側の一部が畑土ではありましたが埋め立てられていました。そのため埋め立てをされたことに対し、始末書を提出させました。その他は問題ありませんのでご審議をお願いします。

議 長 受付番号6番、下切お願いします。

鈴木(啓)委員 8番委員鈴木が、現地確認の報告をします。

この土地について現地確認をしたところ、草刈をされるなど、きれいに管理されていました。左右の土地は、宅地となっており、一件は既に家が建っており、もう一件は基礎工事がされつつありました。境界にはブロックで仕切られ、一般基準判定も問題ないと思てまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 受付番号7番、塩河お願いします。

二宮委員 7番委員二宮が、現地確認の結果を報告します。

現場は、塩河のゴルフ場の入口から300m位北になります。譲受人の事業所と道路に挟まれた三角形の土地です。以前に深山ため池の改修をしたときに出た土砂が、この場所に捨てられ、その後平成22年7月頃に譲受人の駐車場として、農地法の許可を得ないで、造成し現在に至ったということです。これに関して始末書が提出されています。先ほど事務局から説明がありましたように周囲に農地がないということで、耕作放棄地として放置されるよりも現行の駐車場として使われた方がよいと思われ、特に問題ないと思われます。審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 受付番号8番、土田お願いします。

井藤委員 4番委員井藤が、現地確認の結果を報告します。

場所は、土田の白鬚神社と県道土岐可児線の土田下切中交差点の近くです。西側は白鬚神社の境内地、東側は農地、上下水道は既設の埋設管に接続、雨水は道路側溝へ排水と見てまいりました。その中で別件ですが、東側の畑の接道している部分に砂利が敷いてありました。事務局には所有者に注意してもらおう等対応してもらいたいと申し上げました。

議 長 受付番号9番について、帷子お願いします。

勝野委員 5番委員勝野が、受付番号9番について説明します。

この物件の位置は、県道御嵩犬山線沿いにありまして、南約1km先が愛知県との県境となります。県道御嵩犬山線と国道41号線に囲まれた一角であります。親の土地を息子さ

んが家を建てるということで、使用貸借権を設定すると申請が出ています。ただ、現地は地目が田とありますが、雑種地になっております。始末書がありとなっておりますが、これは、申請があった後に事務局がチェックした際、建物基礎工事が着工されていることが、判明し、直ちに工事を中断させました。これに対する始末書です。現況確認の時点では、入口をシャットアウトし、工事はストップしていました。農転については、特に問題ないと思いますが、建築確認に絡んで後程申し上げたいと思います。

議 長
菱川委員

受付番号 10 番ですが、今渡ですので私 1 番委員の菱川が説明します。

場所は、市道広見土田線今渡鳴子西の交差点を東南に 50m ほど入ったところで、確か先々月あたりに申請が出たすぐ東側の土地になります。現在の状況は、最近まで野菜を作っていたのではないかと思われる状況で、少し草は生えていますが管理はされておりました。今回の申請では分譲住宅 1 棟となっております、問題ないと思われまので、皆さんよろしく審議をお願いします。

議 長
大澤委員

受付番号 11 番、川合をお願いします。

2 番委員の大澤から現地確認の報告をします。

場所は、川合にあります市水道庁舎の北にあたります。今回叔父さんから土地を借りて家を建てるということで出ていますが、西に隣接した農地がありますが、その所有者には説明をし、了解を得ているということです。申請地の南側の道路には下水と水道が通っていますし、道路には側溝がきれいに通ってしまして、建設するには特に問題はないと思います。

議 長

只今、地元委員からの発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問ございませんか。

【勝野委員挙手】

勝野委員

先ほど受付番号 9 番につきまして、農地転用については問題ないと申し上げましたが、皆さんもご記憶があると思いますが、今回の受付番号 8 番の東北の県道土岐可児線近くの土地が一昨年許可前に工事にかかっていたためストップさせたということがありました。建築確認の許可を出すときには農地転用許可の有無を確認するのか否か分けなければいけないとそのとき問題になりました。今回も同じことが起きてしまった。私も建築会社に居りましたので、こういうことが起きますと結果的に農業委員会が矢面になるんです。いちゃもんを付けているということに思われてしまうんです。今回も一定期間工事がストップしてしまうことになったんです。だから建築確認の許可を出す時に、農地転用の許可がされているかどうか関係部局で、きちんと精査していただきたいと思うのですが。

事務局

今回、このことが発覚したのは、建築指導課から建築確認申請が出ている書類が農業委員会に回ってきました。農地転用許可の有無と突合したところ、着工時期が農地転用許可前になっていましたので、疑念が生じたため現地確認をしたところ基礎工事が行われていることがわかり、直ちに中断するように指導しました。今は県や市に建築確認申請が出てくるのではなくて、審査は民間で行っていますので、農業委員会事務局への情報は今回のように時間がかかってしまい、タイムラグがあります。建築指導課にもう一度事前に農業委員会へ情報提供ができないか話をしたいと思います。ただし、今回のようにタイムラグ

はあるもののチェックは必ずしています。

勝野委員 かつて建築確認申請し、建築確認の許可が出るまでの間に建物基礎の掘削工事をしてしまったことがあるんです。農業委員会としては、それをストップさせなければならない。一方その行為だけでは、建築確認違反とはならないということがありました。現実とは不整合のことはあるんです。

事務局 農業委員会としては、地面が全てです。ですので現況を把握した段階では、しっかり指導しなければならないと思います。工事事業者を含め建築確認申請に係る人には、最低限農地法の知識はないといけないと思います。農業委員会として話をすることは問題ないと思います。その辺は徹底してくださいと建築指導課には話をしていきたいと思います。

勝野委員 できれば、建築確認申請が建築指導課に出された段階で、農地転用の許可が下りていないかどうかをチェックし、構造物の基礎工事に着工しないでと指導していただければいいかなと思うのですが。農地転用上ではだめですと農業委員会がストップをかけるとなると、工事を1箇月程度は中断してもらうことになり、発注者や工事の請負業者もいろいろと大変なことになるので、早い段階で工事に着手しないようにしてもらいたいと思いますのでよろしくお願いします。

井藤委員 私も建築をやっています、確認申請は、前は中濃建築事務所で受理をされ、確認申請が下りていたのですが、今は確認申請を審査するのは一般業者ということで、なんでこういうことになるかという、この一般業者と農業委員会との横のパイプがないんですね、その辺を改善していただいて、こういうことにならないようにするとよいと思います。

事務局 推測ですが、現況が明らかに耕作している農地でなくて、今回のように既に雑種地のような状況ですと、農地とみなされないことになってしまっていると思います。そうしますと、スルーしてしまいやすいのではないかと思います。建築指導課には、審査業者に建築確認の審査にあたって、現況ではなくて必ず登記簿で地目を確認されるように指導をお願いできないか話をしてみます。

議長 この件につきまして、1年2年の話ではなくて、もうずっと前から現地確認に行ったら既に工事が始まっていた。建築確認は下ろされている、農業委員会へは申請がなされて許可前であるにもかかわらずというようなことがありました。例えば、言っては申し訳ないのですが、今の事務局職員の前の前の人の時分から言い伝えで、この件についてお願いしますと述べているにも関わらず、こうした形でズレがある訳なんです。それでいつも何とやっていただけるかと言いますと、民間の人にお任せしているからと言われるんです。今に至るまで進展がないんです。これが現実なんです。それから農業委員会も現地を見に行くと、基礎が出来ていたのでは、示しが見つからない。その辺は、建築確認の許可するのが民間であろうが、何らかの方法で徹底していただくと、こういう問題は少しでもなくなるのではないかと思います。もっと一步踏み込んだ努力がないとなかなか治らない問題だなと思うところですが、と言って、ではどうしたらいいか思いつかないのですが。

事務局 今、私の立場で建築指導課がどう対応できるかお答えできませんので、次回の総会で皆さんに報告できるようにします。繰り返し、繰り返しこういうことが起きているので、全然改善されないけれどもどうなっているのか、何らかの対策をしてもらいたいと伝える共に、来月何らかの報告をします。

議長 お願いします。

渡邊委員 その他、何かご意見等ありませんか。

事務局長 今回の件ですが、3年か4年位前に瀬田の地内で99パーセント位建築されていたところを農地転用の現地確認に行きました。こういう状況でしたので、事務局とともに工事を中断するように求めました。地主の方は建築確認の許可を得ている、自分の土地になぜ建てたらいかんのですかという話が出たんです。ですので、市の方も年に1回か2回位、みなさんに周知できるような方法をしていただければと思います。

事務局長 はい、わかりました。建築確認の申請が提出されてくるスケジュールやシステムがわかりませんので、どこかの時点で農転についてチェックできる箇所がないか確認をしたいと思います。今は短時間で建築できてしまうので、初期の段階で、段取りの中で農地転用についてもタッチできればと思います。建築指導課の業務の流れの中で、どこで関われるかはこの場では、わかりません。建築指導課に確認させていただきますので1箇月時間をください。

議長 では、その件よろしくお願いします。

議長 その他、何かご意見等ありませんか。

議長 【意見なしの声多数あり】

議長 ご意見もないようですので、お諮りいたします。

議長 日程第4、議案第29号「農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について」は、当委員会としてこれを許可相当として、また、日程第5、議案第30号「農地法第5第1の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について」は、当委員会としてこれを承認相当として、市に進達することにご異議ございませんか。

議長 【異議なしの声多数あり】

議長 異議ないものと認め、日程第4、議案第29号「農地法第5第1の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について」は、当委員会としてこれを許可相当として、日程第5、議案第30号「農地法第5第1の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について」は、当委員会としてこれを承認相当として、市に進達することに決しました。

議長 日程第6、議案第31号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について」を議題といたします。

事務局長 それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局長 日程第6、議案第31号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について、説明させていただきます。

事務局長 今回の利用権の設定は、使用貸借1件です。

事務局長 受付番号1番は、土田の方と土田の方との新規の使用貸借権の設定です。

事務局長 土地の概要等については、資料のとおりです。

事務局長 土田地内の、該当農地について令和7年6月までの5年間、利用集積を図るものです。

議長 只今、事務局から説明がありました件につきまして、ご意見ご質問等はございません

か。

【意見なしの声多数あり】

議
長

ご意見もないようですので、お諮りします。

日程第6、議案第31号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について」は、これを承認し、市長に報告することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議
長

異議ないものと認め、本案件は、当委員会としてこれを承認し、市長に報告することに決しました。

議
長

日程第7、議案第32号「可見市農地利用最適化推進委員の選考について」を議題とします。

農地利用最適化推進委員の公募状況については、先月開催の総会で報告されておりますとおり、定員9名のところ10名の推薦及び応募がありました。

議案第32号の表をご覧ください。

市内5地域に定員が設けられておりますが、現在「川合、下恵土、今渡地区」について、定員1名のところ推薦及び応募者が2名となっております。

そこで、推薦と応募された2名の方の、どちらの方が農地利用最適化推進委員として相応しいか、出席委員のご意見を求め、最終候補者の決定を行います。

ご意見のある委員は、挙手をしてご発言ください。

【大澤委員挙手】

大澤委員

2番委員の大澤ですが、ちょうど私たちの地区の関係になりますので、発表をさせていただきたいと思えます。ホームページでも公表されている資料にあります2人の候補の方の内容を見させていただきまして、私なりに思えますが、農地利用最適化推進委員の仕事としては何が主な仕事かということを考えますと、最近年老いてきて農業ができなくなって農地をどうしようかというような問題がありまして、これを荒らしてしまうものいけないということで、農地利用最適化推進委員の方にご努力をいただいて、誰か担い手を探していただくとか、遊休農地をつくらないためにするにはどうしたらよいかの話にのっていただくとか、また、じゃあそれでは私が作ってあげましょうという借り手の人を探していただくというようなこと、農地中間管理機構との連携をとって農地が農地として守られるように努力していただくことが、農地利用最適化推進委員の主な仕事だと思えます。ここで出されました2人の方をみますと、お一人の方は地区の農家の方でありまして、農事改良組合から推薦をいただいている、私もこの方を知っておりますが、かなりの農地を所有してまして、この方約1町歩位ありますが一生懸命農地を守ってやってみえます。それから農家の方との繋がりも多いためと思っておりますが、もう一人の方は、農業に取り組むことに対して一生懸命であるように思えまして、少しの農地で、どうなるか収入をあげて生産性が向上するかということに努力される方かと思われまして、こうした方は農業普及員の研修とか農協がやります野菜教室、稲作教室といったところの講師として、こうした方がいいのでないですかとか、もう少し生産があがりますよということに

力を入れられる方に思われますので、今回の農地利用最適化推進委員としては、担い手を探していただいて、遊休農地または荒廃農地ができないように努力していただくことを考えますと地域の推薦の方の方が適任でないかと私は思います。以上でございます。

議長 それでは、皆さんのご意見をお伺いしたいと思います。

【二宮委員挙手】

二宮委員 私は、大澤委員のご意見に賛同します。

議長 その他ご意見ございませんか。

【意見なしの声多数あり】

議長 それでは、ご意見もないようですのでお諮りいたします。

日程第7、議案第32号「可児市農地利用最適化推進委員の選考について」は、大澤委員から発言していただきました川合・下恵土・今渡地区の候補者を川合地区の熊澤政行さんに決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議長 意義なしと認め、川合・下恵土・今渡地区の候補者を川合地区の熊澤政行さんにすることに決定しました。

議長 以上を持ちまして、本日の総会に付議された議案の審議は全て終了しました。

議長 続きまして、農地法関連の報告事項について事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、報告事項について、事務局から説明します。

農地の適正管理について5月指導分として報告します。

別添資料をご覧ください。

5月に、近隣の耕作者、住民等から農業委員会事務局に苦情が寄せられた農地です。

農地所有者に対して、農地を適正に管理するよう書面にて指導を行いました。

続いて、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、令和2年5月の1箇月間に届出のあった受理分について報告します。

8名から相続に伴う届出が8件ありました。内訳は、田20筆、面積は13,281㎡、畑18筆、面積は4,348㎡、合計38筆17,629㎡です。

次に、農業委員の議会承認についてですが、令和2年4月1日から4月28日までの期間に募集しました、可児市農業委員会委員の候補者の選考の結果、農業委員会等に関する法律第8条第1項に基づき、可児市農業委員会委員に任命することについて、可児市議会の同意を得るため、5月29日金曜日開催の令和2年第4回定例会において、議案として上程し同意を得ましたのでご報告をさせていただきます。

次に、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の案及び令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画の案についてですが、令和2年5月8日金曜日から6月8日月曜日までの1か月間、ホームページに掲載・公表して市内在住の方からの意見募集を行っていますが、今日現在、特に意見はありません。

特に皆さんからの意見もなければ、募集期限終了後、前回提示した内容で正式に公表させていただきますので、よろしく申し上げます。

今後の予定ですが、6月3日締切り分の現地確認は、6月25日木曜日に予定しています。

また、令和2年第7回総会は、7月1日水曜日午後1時30分から5階の議場で開催します。

なお、時刻等に変更があった場合は、あらためてご連絡します。

議

長

以上を持ちまして、令和2年第6回可児市農業委員会総会を閉会します。ご苦労さまでした。